

令和元年12月

篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月5日(木)～13日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	5	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・請願の報告 ・議案の委員会付託 ・採 決
第2日	12	6	金	考 案 日		
第3日	12	7	土	休 会		閉 庁
第4日	12	8	日	休 会		閉 庁
第5日	12	9	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	10	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	11	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	12	木	予 備 日		
第9日	12	13	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和元年 第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和元年12月5日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 11番 , 12番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 請願の報告について

第5, 議案の委員会付託について

第6, 採 決

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
84	篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について	総務建設 常任委員会
85	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	総務建設 常任委員会
86	篠栗町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定 について	総務建設 常任委員会
87	篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例の 制定について	文教厚生 常任委員会
88	篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基 金条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
89	財産の取得について	総務建設 常任委員会
90	指定管理者の指定について	文教厚生 常任委員会
91	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について	総務建設 常任委員会
92	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について	総務建設 常任委員会
93	令和元年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
94	令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に ついて	予算 特別委員会
95	令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について	予算 特別委員会
96	令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2 号)について	予算 特別委員会
97	令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会

請願文書表

請願 番号	受 理 年月日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員会
1	令和元年十一月十三日	<p>看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願</p> <p>請願の要旨： 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名： (住所) 福岡市博多区博多駅南1丁目9-8 (氏名) 福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 原 正勝 他2名</p> <p>紹介議員： 村瀬 敬太郎 今長谷 武和</p>	文教厚生 常任委員会
2	令和元年十一月十三日	<p>介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願</p> <p>請願の要旨： 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名： (住所) 福岡市博多区博多駅南1丁目9-8 (氏名) 福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 原 正勝 他2名</p> <p>紹介議員： 村瀬 敬太郎 今長谷 武和</p>	文教厚生 常任委員会
3	令和元年十一月十三日	<p>安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出に関する請願</p> <p>請願の要旨： 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名： (住所) 福岡市博多区博多駅南1丁目9-8 (氏名) 福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 原 正勝 他2名</p> <p>紹介議員： 村瀬 敬太郎 今長谷 武和</p>	文教厚生 常任委員会

令和元年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和元年12月9日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	4番	古屋 宏治	議員
2.	1番	藤木 高裕	議員
3.	12番	荒牧 泰範	議員
4.	2番	横山 和輝	議員
5.	5番	田辺 弘之	議員

令和元年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和元年12月13日(金)午前10時開議

- | | | |
|-----------|------------------|--|
| 第1, | 議案第84号 | 篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 第2, | 議案第85号 | 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第3, | 議案第86号 | 篠栗町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第4, | 議案第87号 | 篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5, | 議案第88号 | 篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基金条例を廃止する条例の制定について |
| 第6, | 議案第90号 | 指定管理者の指定について |
| 第7, | 議案第91号 | 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について |
| 第8, | 議案第92号 | 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について |
| 第9, | 議案第93号 | 令和元年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について |
| 第10, | 議案第94号 | 令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 第11, | 議案第95号 | 令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について |
| 第12, | 議案第96号 | 令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 第13, | 議案第97号 | 令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 追加
日程1 | 意見書案第1号 | 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 |
| 追加
日程2 | 意見書案第2号 | 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 |
| 追加
日程3 | 意見書案第3号 | 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書 |
| 第14, | 常任委員会の閉会中の継続調査の件 | |

令和元年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月5日(開会)

令和元年 第4回 定例会 会議録

日時 令和元年12月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

ただいまから、令和元年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番松田 國守 議員、12番 荒牧 泰範 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から12月13日まで、9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第84号から議案第97号までの計14議案と請願3件でございます。

それでは、議案第84号から議案第97号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日、令和元年第4回の定例会を招集いたしましたところ、公私共ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

師走に入ると同時にぐっと冷え込んでまいりました。いよいよ冬の訪れを感じるこの頃でございます。急な冷え込みに体調を崩すことのないよう気を引き締めて、令和元年最後の月を乗り切ろうと思っております。

昨日、人権週間のスタートの日に信じがたい突然の訃報が伝わりました。篠栗町

が篠栗北中学校の生徒さんたちとともに長年支援しているペシヤワール会の代表、中村哲先生が何者かの凶弾に倒れました。悔しい、悲しい事件の報道でございました。

今朝の西日本新聞は、「ペシヤワール会について語ることは、人間と世界について全てを語ることでありと言っても誇張ではない。貧困、富の格差、政治の不安定、宗教対立、麻薬、戦争、難民、近代化による伝統社会の破壊、およそあらゆる発展途上国の抱える悩みが集中しているからである」との先生の言葉を引用し、先生の業績と追悼の言葉を何ページにもわたって掲載していました。

「誰もが行くところには誰かが行く、誰も行かないところこそ我々に対するニーズがある」この30年間、まさに命を懸けて活動してこられた方でありました。

支援し続けてきた篠栗町民を代表して、心から哀悼の意を表します。

提案理由をご説明する前に少しお時間をいただきまして、第3回定例会以降の諸情勢についてご報告申し上げます。

11月21日に熊本市で「令和元年度国有林野所在地市町村長有志協議会」が開催されました。私は有志協議会福岡ブロックの代表世話人を努めておりますので、今年もこの会に参加いたしました。この会議は、九州森林管理局長をはじめ林野庁関係者との、最新の林業行政全般についての情報交換会でございます。本年度の会議のなかでは、特に「森林経営管理制度」及び「森林環境税」の取り組みについて詳しい説明をお聞きすることができました。

「森林経営管理制度」とは、これまでは森林所有者が、自ら又は民間事業者に委託して森林の経営管理を行ってまいりましたが、市町村が森林所有者の意向を確認し、経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、林業経営者に再委託できるという新たな制度を追加したもので、これによって林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進するものでございます。林野庁では、伐期適齢期を迎えた人工林の伐採を促進し、新たな森づくりを推進したいとの意向でございます。

篠栗町の面積の約50%がスギ、ヒノキの人工林であることから、我が町にとっても大変重要な制度と位置付けて取り組む必要があると考えております。

また、昨年度も申しましたが、「森林環境税」は森林整備のために必要な費用を、令和6年度から国民1人当たり年間1,000円を徴収されるもので、年度総額600億円が見込まれております。一方「森林環境譲与税」は令和元年度から前倒しで市町村に対し配分されるもので、ここ3年間は総額200億円が見込まれて、3年ごとに配分額が拡大していく予定でございます。詳しくは、基金条例制定の議案

第84号においてご審議いただくときにご説明申し上げます。

11月27日に安倍内閣総理大臣、衆参両院議長、高市総務大臣ほかをお迎えして、令和元年度全国町村長大会が開催されました。全国926の町村長が一堂に会し、全国町村の総意としての国への要望を集約する重要な大会でございます。

決議文には、例年通り「町村の多くは農山漁村地域であり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の『心のふるさと』である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。」と、前段に記したうえで、今年度は、「一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること」「まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること」「田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること」「国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること」等、12の項目の要望書を満場一致で採択いたしました。併せて、「農村価値の創生に関する特別決議」「これからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議」も採択され、同日、全国町村会役員町村長において力強く関係各省に要望活動をしていただきました。

この「これからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議」は、「国において進められようとしている新たな圏域行政の推進は、連携やネットワーク化の名のもと、都心部を中心とした行政の集約化・効率化につながるものが強く懸念され、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性をはらんでいる。これは『平成の大合併』の荒波の中で、苦渋の決断を迫られた我々町村及び旧町村の教訓でもある。広域行政は、既に一部事務組合や広域連合、事務委託や定住自立圏等多くの選択肢があるにもかかわらず、我々が納得できる十分な検証が行われないまま、新たな圏域行政の法制度化が行われるならば、屋上屋を重ねるだけでなく、町村の自治権を大きく損なうものである。我々町村は、このような圏域行政の推進に断固反対する。」という力強い決議であることを報告いたします。

また、明治大学の小田切徳美先生は、特別講演の中で、「これからの人口減少社会においては、賑やかな地域を創ることこそ重要である。人口は減少しているけれども、ワイワイガヤガヤと賑やかな地域である。関係人口・関係企業を増加させることによって人が人呼び、仕事が人を創る。そうした町村社会が望まれる。人口から人財を求める時代が必ず来ると予測している。そのための様々な仕掛けを惜しまずに続けていただきたい」とのお話をいただきました。どの町村長も首肯する、

町村自治を後押しする素晴らしい講演でございました。

さて、既に、令和2年度予算の事務査定作業に入っているところでございますが、福祉の充実に関する予算に重きを置くことは勿論、篠栗北地区産業団地開発事業、住居表示整備事業等、様々な取り組みを継続するとともに、新規事業にも着手する見込みでございます。

また、令和2年度にスタートする「篠栗町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各項目の設定について、審議会にて議論を重ねているところでございます。本編作成、パブリックコメントを経て3月には議会にご報告いたしたいと考えております。

以上、第3回定例会以降の諸情勢を報告いたしました。

続きまして、本定例会に提案しております議案第84号から議案第97号までの14議案についての説明をいたします。

議案第84号は、「篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について」であります。

本議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき交付される森林環境譲与税について、森林の整備に関する諸施策に要する経費に充てるための基金として積み立てるため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、国から交付される森林環境譲与税について、森林の整備に関する諸施策に確実に充当するため、基金として積み立てるものであります。

議案第85号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、令和元年度の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講ずる必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、民間給与との較差を埋めるため、若年層の給与月額を平均0.1%引き上げるものであります。

また、民間における支給状況を踏まえ、一般職の勤務手当について、0.05月分を引き上げるとともに、特別職及び議員の期末手当についても、それぞれ0.05月分引き上げるものであります。

併せて、民間における住宅手当等の支給状況を踏まえ、家賃額の下限の引き上げ及び手当額の上限を引き上げるものであります。

議案第86号は、「篠栗町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、歳計現金の一時的な不足に対応するための繰替運用について規定する

ため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、本基金条例に繰替運用の規定がないため、他の基金条例との整合性を図るため、繰替運用について規定するものであります。

議案第 87 号は、「篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地域福祉、高齢者、障がい児者施策を総合的に取り組み、地域共生社会の実現に向けた計画を一体的に策定するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、令和 2 年度中に計画期間が満了する篠栗町地域福祉計画、篠栗町高齢者保健福祉計画、篠栗町障がい者計画、篠栗町障がい福祉計画及び篠栗町障がい児福祉計画を一体的に策定するため、篠栗町地域福祉計画策定委員会条例を篠栗町福祉総合計画策定審議会条例に改め、個別の計画について審議会で審議が可能となるように必要な改正を行うものであります。

議案第 88 号は、「篠栗町国民健康保険・篠栗町老人健康保険給付費支払準備基金条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、平成 30 年度に国民健康保険が県単位化されたことに伴い、本町の国民健康保険事業の財産運営が安定化してきたことで、基金の設置目的が果たされたため、本条例を廃止するものであります。

廃止の理由は、国民健康保険の保険給付費支払に係る事業の円滑な運用を目的に設置された基金について、既に目的が果たされた状態であると言えるため、基金の廃止を行うものであります。

議案第 89 号は、「財産の取得について」であります。

本議案は、トイレトレーラー「みんな元気になるトイレ」導入業務により、財産の取得について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、トイレトレーラー。契約金額は、1,618 万 7,500 円。契約方法は、特命随意契約。契約の相手方は、J P ホームサプライ株式会社 代表取締役 松浦健之 であります。

なお、本議案につきましては、事業費の一部を緊急防災減災事業債を活用して取り組むものでございます。トイレトレーラーの発注から納入まで 4 ヶ月弱かかると見込まれることから、今年度内の納車に間に合うよう、議会開会日の本日に採決を

願うものであります。

議案第90号は、「指定管理者の指定について」であります。

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターの現指定管理者が令和2年3月31日で指定期間終了となるため、再指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体の名称は、大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 浜中裕之。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までであります。

なお、指定管理者の選定にあたっては、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第6条の規定により、選定委員会が設置され、同委員会にて選定がなされました。

議案第91号は、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地の開発に伴い、地元関係者との協議により整備実施の農業用施設整備工事の受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第4号を適用し、負担金を免除することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第92号は、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地の開発に伴う地元業者との協議により、整備実施の農業用施設整備工事及び多々良川可動井堰に関する施設管理協定書に基づく、多々良川可動井堰の補修・改修及び災害復旧工事の受益者負担金について、篠栗町土木工事請負徴収条例第4条第1項第4号及び第6号適用し、負担金を免除することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第93号から第97号までの5議案は、「令和元年度補正予算」であります。

議案第93号は、「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億633万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,591万円とするものであります。

まず、歳入につきましては、町税を120万円、地方特例交付金を927万9,000円、分担金及び負担金を5万1,000円、国庫支出金を5,455万8,000円、県支出金を5,323万3,000円、寄附金を2,300万円、諸収入を

8万円増額するものであります。

また、公共事業等債1,800万円を追加し、地方道路等整備事業債を1,800万円減額し、普通交付税を6,493万8,000円増額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、企画費といたしまして、ふるさと納税寄附金に対する返礼品等に810万円を追加するものであります。

民生費におきましては、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付費に8,246万4,000円、更生医療給付費に1,280万2,000円、ひとり親家庭等医療対策費といたしまして、ひとり親家庭等医療費に194万9,000円を追加し、国県補助金返還金といたしまして、介護保険対策費等に1,042万円を追加し、後期高齢者医療対策費といたしまして、後期高齢者医療療養給付費負担金に1,867万3,000円を追加、児童福祉総務費といたしましては、障がい児保育事業補助金に729万円を追加するものでございます。

農林水産業費におきましては、林業振興費といたしまして、荒廃森林再生事業に2,207万2,000円を追加するものであります。

消防費におきましては、防災費といたしまして、システム使用料に149万6,000円を追加するものであります。

教育費におきましては、支援学級増加に伴う教室分割工事費といたしまして、勢門小学校費に1,100万円、北勢門小学校費に1,716万円を追加し、公民館費といたしまして、公民分館整備費補助金に125万2,000円を追加するものであります。

公債費におきましては、償還利率の見直しに伴い、元金に992万7,000円を追加し、利子を963万円減額するものであります。

諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、人件費分に33万8,000円を追加するものであります。

また、人事院勧告により、国に準じた措置に講じるための人件費等に553万6,000円を追加するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、プレミアム付商品券事業におきまして、令和2年4月以降の支払いに対応するために、これに係る費用700万円を翌年度へ繰越すものであります。

次に、債務負担行為につきましては、庁舎環境衛生管理業務委託ほか4事業におきまして、令和元年度から令和2年度に2,086万7,000円、令和2年度に3,116万円の債務負担行為を行うものであります。

最後に、地方債につきましては、新たに公共事業等債を1,800万円追加し、地方道路等整備事業債におきましては、これを廃止するものであります。

議案第94号は、「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ46万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,227万円とするものであります。

内容は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正のほか、県補助金等の額の確定による返還金の増額補正、財源更正等、また前年度繰上充用金の額確定による減額補正でございます。

議案第95号は、「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,257万3,000円とするものであります。

内容は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正であります。

議案第96号は、「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、人件費の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出に17万6,000円を追加し、収益的支出の総額を8億7,384万7,000円とし、収益的支出額に対し2,325万8,000円の黒字予算とするものであります。

議案第97号は、「令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和元年度篠栗町水道事業会計予算を、人件費の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出から8,000円を減額し、収益的支出の総額を5億2,307万7,000円とし、収益的支出額に対し223万4,000円の黒字予算とするものであります。

また、企業債償還金の補正により第4条資本的収入及び支出において、支出に29万5,000円を追加し、資本的支出の総額を1億9,956万2,000円とし、不足する額1億1,946万1,000円は、損益勘定留保資金等5億5,227万4,000円の中から補填するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「請願の報告」をいたします。

請願3件を受理しておりますので、事務局より報告させます。

佐伯事務局長。

○事務局長（佐伯 和久） 今議会に、請願3件の提出がありましたので報告いたします。

請願1号、受理年月日 令和元年11月13日、件名 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願」、請願者の住所・氏名 福岡市博多区博多駅南1丁目9の8 福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 原 正勝 氏。紹介議員は、村瀬 敬太郎 議員と今長谷 武和 議員でございます。

なお、請願の趣旨等につきましては、タブレット掲載のとおりでございますので、省略させていただきます。

請願2号、受理年月日 令和元年11月13日、件名 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願」でございます。

請願者の住所・氏名、紹介議員につきましては、請願第1号と同一の方でございます。

請願3号、受理年月日 令和元年11月13日、件名 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出に関する請願」でございます。

こちらも請願者の住所・氏名、紹介議員は、同じ方でございます。

請願の趣旨等につきましては、タブレット掲載のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） 日程第5、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第84号から議案第97号までの14議案と請願3件を一括議題といたします。

お諮りします。

議案第84号から議案第92号までの9議案と請願3件につきましては、タブレットに掲載の議案付託表及び請願文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第93号から議案第97号までの補正予算5議案については、「議長を除く10人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、4番 古屋宏治 議員、副委員長は、6番 栗須信治 議員です。

最後に、報告第16号と報告第17号については、予算特別委員会終了後に全員で報告を受けたいと思います。よろしいでしょうか。

次にお諮りします。

本日上程されました議案のうち、議案第89号「財産の取得について」は、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、ここで本会議を暫時休止といたします。

これより引き続き、総務建設常任委員会を開催しますので、委員会室にお集まりください。

文教厚生常任委員会の委員は、このまま本会議場で待機してください。

では、速やかに移動してください。

休止 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（阿部 寛治）本会議を再開いたします。

日程第6、議案第89号「財産の取得について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第89号「財産の取得について」

本議案は、トイレトレーラー「みんな元気になるトイレ」導入業務により、財産の取得について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得する財産は、トイレトレーラー。

契約金額は、1,618万7,500円。

契約方法は、特命随意契約。

契約の相手方は、JPホームサプライ株式会社 代表取締役 松浦 健之 であります。

委員会の中で、「イベント等での利用ができるよう、また、トイレ環境整備で、ウォシュレット等の整備をお願いいたします」という意見が出ております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会いたします。

散会 午前10時43分